

松江市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年3月25日付け松江市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成23年6月7日

松江市監査委員 小松原 操

松江市監査委員 児玉 泰州

松江市監査委員 加藤 富章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 行政財産使用料について</p> <p>本年度は、地方自治法第238条第4項に規定される行政財産の使用料についてその許可手続、使用料算定、調定、減免、納入手続などが適切に行われているかどうかを着眼点として監査を実施した。監査の結果、不正と疑われるもの及び重大な誤謬はなかったが、使用許可手続、使用料算定、減免申請手続、調定や納入通知発送の時期などについて一部不適切な事務処理が見受けられたため、個々に改善指導を行った。</p> <p>特に電柱や自動販売機については、許可物件の内容把握が不十分であったり、使用料算定が取扱基準に準拠されていないケースがあった。</p> <p>これらについては使用許可の適正な手続きの指導および取扱基準の周知の徹底をさらに図りたい。</p> <p>(管財課)</p> <p>(2) 予算の執行管理について</p> <p>予算の執行が適正になされているかについて、支出に絞り、執行計画書の作成、適正な執行管理、執行率が低い事業への対処などを着眼点として監査を実施した。執行管理はおおむね適正になされていたが、松江市財務規則に義務付けられている</p>	<p>(1)行政財産の使用料については、平成19年度に行政財産使用料条例に関する事務取扱基準を定め、全課へ周知したところですが、今年度改めて、条例・規則及び事務取扱基準に沿った事務処理と許可物件の内容把握に万全を期すよう、全課に周知してまいります。</p> <p>(2)近隣自治体及び類似団体等の例を参考に、事務事業の効率化を図るため、松江市財務規則の一部改正を検討いたします。</p>

収入支出執行計画書を作成している課は少数であり、多くの課で他の方法により執行管理が行われていた。事務のスリム化が叫ばれている中、効率的な執行管理に向けて、財務規則の見直しも含め検討されたい。

(財政課)